◇**津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**（法律第一二四号）（国土交通省）

一　水防法の一部改正関係

1　目的等の規定において、「津波」を明記することとした。（第一条等関係）

2　水防計画について、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならないものとすることとした。（第七条関係）

3　水防管理者等による巡視等の対象に津波防護施設を追加することとした。（第九条関係）

4　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができるものとすることとした。（第三二条関係）

5　津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難訓練に協力しなければならないものとすることとした。（第三二条の三関係）

二　建築基準法の一部改正関係

津波防災地域づくりに関する法律に基づく開発行為の許可を受けなければならない場合の擁壁については、確認検査等を要しないものとすることとした。（第八八条関係）

三　土地収用法の一部改正関係

津波防護施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とすることとした。（第三条関係）

四　気象業務法の一部改正関係

気象庁は、津波についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとすることとした。（第一四条の二関係）

五　自衛隊法の一部改正関係

防衛出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防護施設区域における許可を要する行為をしようとする場合については、津波防護施設管理者に通知することをもって足りるものとすることとした。（第一一五条の二四関係）

六　都市計画法の一部改正関係

1　都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加することとした。（第一一条関係）

2　津波災害特別警戒区域内の開発行為の許可に関し、津波防災地域づくりに関する法律上同区域において許可を要する特定開発行為に対応した技術的基準及び手続の特例を設けるものとすることとした。（第三三条関係）

七　景観法の一部改正関係

津波防護施設を特定公共施設として位置づけ、景観計画に景観重要公共施設である津波防護施設の整備に関する事項及びその占用の許可等の基準を定められるものとすることとした。（第八条関係）

八　この法律は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から施行することとした。

◇**所得税法施行令の一部を改正する政令**（政令第三八九号）（財務省）

1　被災事業用資産の損失に含まれる支出の対象となる災害に関連する支出の範囲について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年内に支出する費用を追加することとした。（第二〇三条関係）

2　雑損控除の適用対象となる災害に関連する支出の範囲について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年内に支出する費用を追加することとした。（第二〇六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**法人税法施行令の一部を改正する政令**（政令第三九〇号）（財務省）

1　災害損失欠損金額となる災害により生じた損失の額の範囲について、大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から一年超三年内に支出する費用に係る損失の額を追加するほか、所要の整備を行うこととした。（第一一六条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三九一号）（財務省）

一　所得税関係

1　被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の課税の特例について、その計算の細目等を定めることとした。（第一三条の三関係）

2　被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例について、その適用に関する細目を定めることとした。（第一三条の四、第一八条の六及び第二三条の六関係）

3　被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、その適用に関する細目を定めることとした。（第一三条の五関係）

4　買換資産の取得期間等の延長の特例について、その延長期限等を定めることとした。（第一四条の二関係）

5　東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、適用要件である確定申告書の添付書類の細目等を定めることとした。（第一五条関係）

6　東日本大震災の被災者に係る住宅の再取得等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例について、適用要件である確定申告書の添付書類の細目等を定めることとした。（第一五条の二関係）

二　法人税関係

1　被災代替資産等の特別償却制度について、対象となる東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった減価償却資産に代わるものの範囲に一定の二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車を追加することとした。（第一三条、第一八条及び第二三条関係）

2　被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、対象となる地域、被災者向け優良賃貸住宅の範囲等を定めることとした。（第一三条の二、第一八条の二及び第二三条の二関係）

三　相続税・贈与税関係

1　被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税について、その対象となる住宅用の家屋の要件等を定めることとした。（第二九条の二関係）

2　被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例について、その対象となる認定会社の範囲等を定めることとした。（第二九条の三～第二九条の五関係）

3　延納の許可の申請等に係る期限等の特例等について、税務署長の審査期間が重複して延長される期間を除外する規定の適用の対象とならない手続に関する期限を定めることとした。（第二九条の六及び第二九条の七関係）

四　登録免許税関係

1　被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる建物の範囲に代替建物の新築等をできない被災者に代わり当該被災者の三親等内の親族が新築等をした建物を追加することとした。（第三〇条関係）

2　被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる被災者の範囲等を定めることとした。（第三一条の二関係）

3　被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる鉄道施設の範囲等を定めることとした。（第三一条の三関係）

4　独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税について、その対象となる仮設建築物の範囲を定めることとした。（第三一条の四関係）

5　被災者等が受ける本店等の移転の登記等に対する登録免許税の免税について、その対象となる被災者の範囲等を定めることとした。（第三二条の三関係）

五　消費課税等関係

1　被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例について、その対象となる清酒等の製造者に係る酒類の製造場の要件等を定めることとした。（第三四条関係）

2　被災自動車等に係る自動車重量税の還付について、還付金額の計算方法等について定めることとした。（第三五条関係）

3　被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税について、免税を受けるための手続等を定めることとした。（第三六条関係）